

追加御説明資料

平成26年2月19日
経済産業省

1. 送配電関連

1. 現行制度では、送配電網の整備計画策定や需給管理は、区域(エリア)ごとに行うことが原則であるが、広域的な運用を拡大するため、新たに広域的運営推進機関を創設する。(第1弾の電気事業法改正で措置)
2. 広域的運営推進機関が計画やルールの方策策定に関与することにより、周波数変換設備等のインフラ増強が促されるとともに、北海道から東京に風力発電の電気を送るなど再生可能エネルギーの広域活用が進む。
3. また、需給ひっ迫時には、広域的運営推進機関が区域を越えた電気の供給(電力融通)や個別の発電所への焚き増しの指示をすることにより、停電が生じにくくなる。

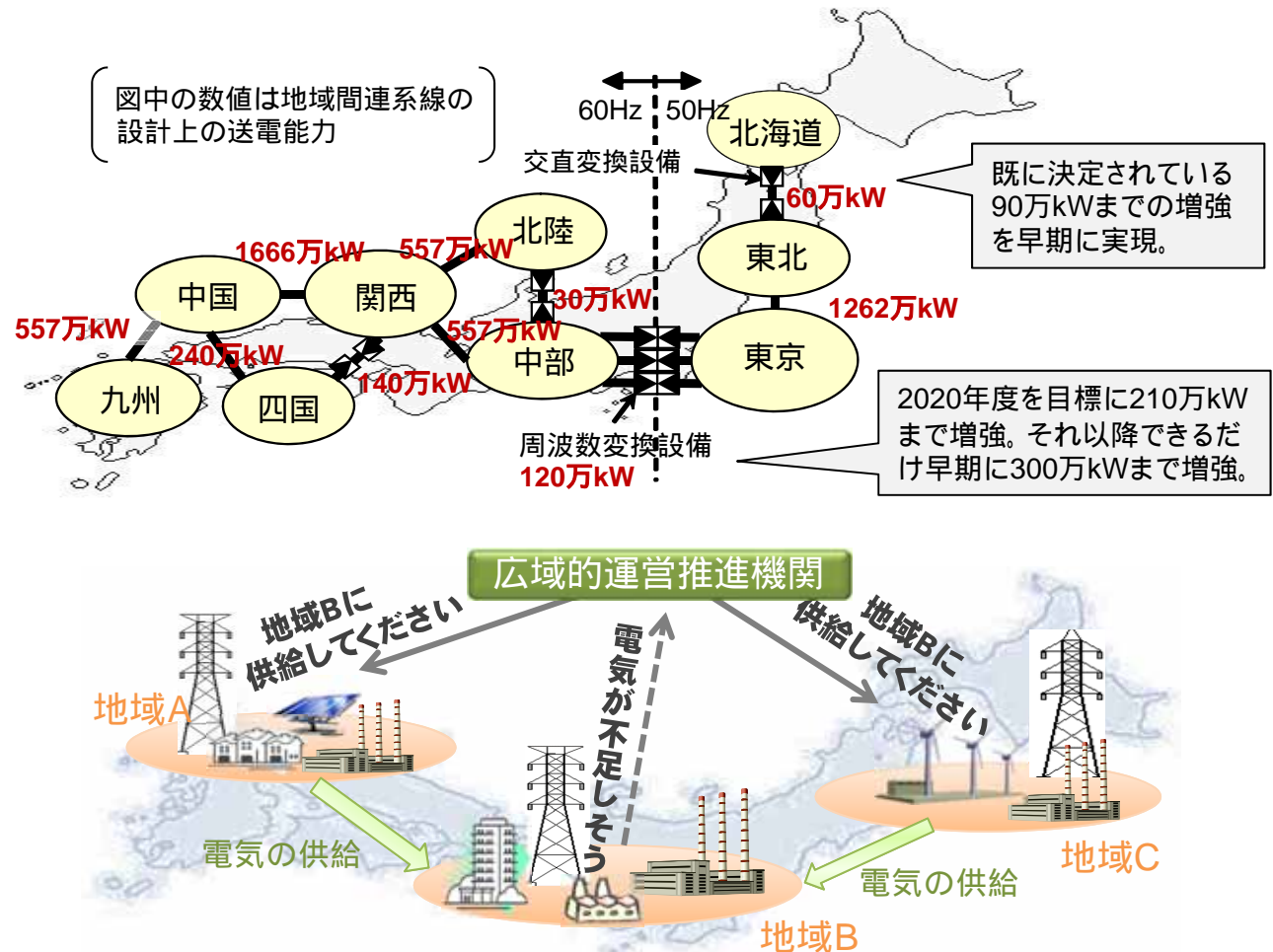
広域的運営推進機関の業務内容

周波数変換設備(FC)、地域間連系線等の送電インフラの増強や区域(エリア)を越えた全国大での系統運用等を図るため、需給計画・系統計画を取りまとめる。

平常時において、各区域(エリア)の送配電事業者による需給バランス・周波数調整に関し、広域的な運用の調整を行う。

災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。

中立的に新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行う。



- 今回の電気事業法改正(第2弾)後においても、一般送配電事業者(現・一般電気事業者の送配電部門)が、引き続き高品質な電気の安定供給責任を担う。
- この役割を着実に果たせるよう、これまでと同様の**地域独占**と**料金規制**によって、**一般送配電事業への投資回収を制度的に保証**。

一般送配電事業者が安定供給に果たす役割

(1) 需給バランス維持を義務付け(周波数維持義務)

※これまで一般電気事業者が専ら自社電源を使って需給調整を行ってきたが、今後は現在の一般電気事業者以外の多様な電源も調整力として活用していく。

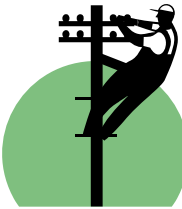
※送配電事業者は、需給バランスを維持するため、発電事業者と需給調整のための契約を締結することとなるが、その際、発電事業者が送配電事業者からの需給調整要請に応じることを義務付ける。



(2) 送配電網の建設・保守を義務付け

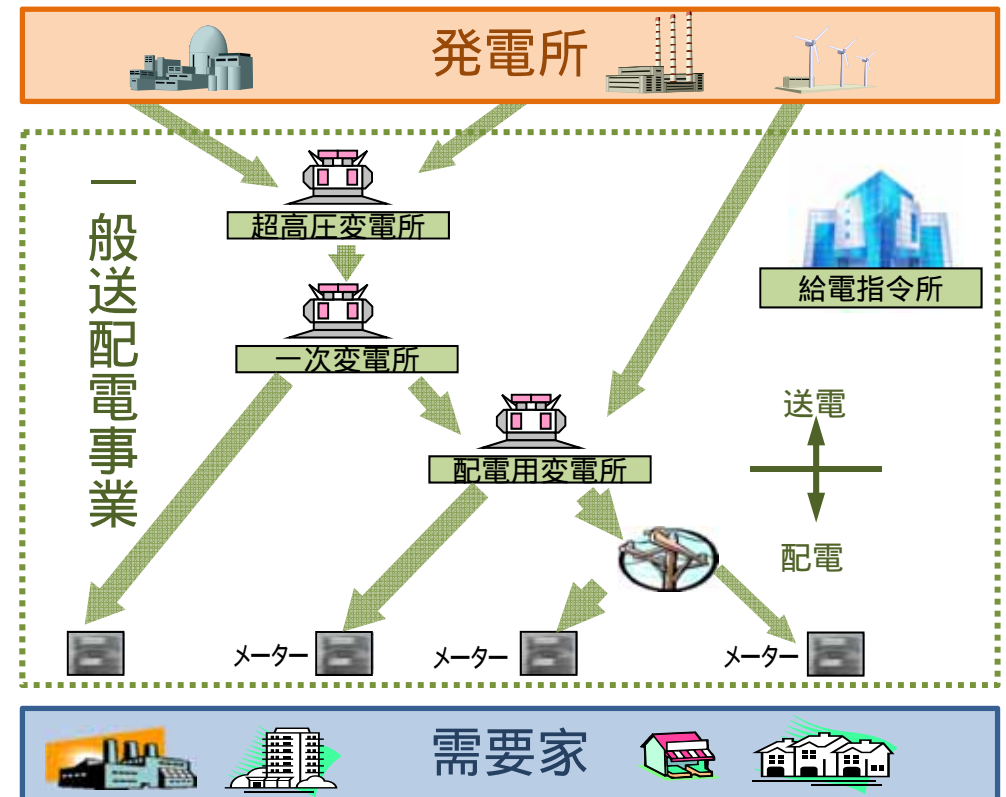
(3) 最終保障サービス(需要家が誰からも電気の供給を受けられなくなることはないよう、セーフティネットとして最終的な電気の供給を実施)を義務付け

(4) 離島のユニバーサルサービス(離島の需要家に対して、他の地域と遜色ない料金水準で電気を供給(需要家全体の負担により費用を平準化))を義務付け



投資回収のための制度的保証

- 地域独占
- 料金規制(総括原価方式等:認可制)



- 広域的運営推進機関と一般送配電事業者が協調して送配電網の計画を策定し、これに基づき一般送配電事業者が実際の整備を行う。
- 発電所の系統への接続等に際し、系統制約が明らかになった場合には、系統の増強や運用改善を検討し、必要に応じ送配電網の整備計画に反映。必要な送配電網の整備を着実にを行う。

広域的運営
推進機関

【計画の策定】

地域間連系線や基幹系統の整備計画を取りまとめ、全国大の系統計画として策定

- 広域的運営推進機関は系統接続について、その受付、接続可否判定のチェック、紛争処理等を行う。
- 発電所の系統接続や再生可能エネルギーの広域活用の際に、系統制約等の課題が発生している場合には、系統の増強や運用の改善を検討。必要に応じ、送配電網の整備計画に反映。

一般送配電事業者

【計画の策定】

全国大の計画を踏まえ、各エリアの送配電網全体の整備計画を策定

- 広域的運営推進機関と調整しつつ、下位系統も含めた各エリアの送配電網の整備計画を策定。
- 広域的運営推進と同様に、系統制約等の課題が発生している場合には、一般電気事業者も系統の増強や運用の改善を検討。必要に応じ、整備計画に反映

【送配電網の整備】

整備計画に基づき実際の送配電網の建設・保守を行う

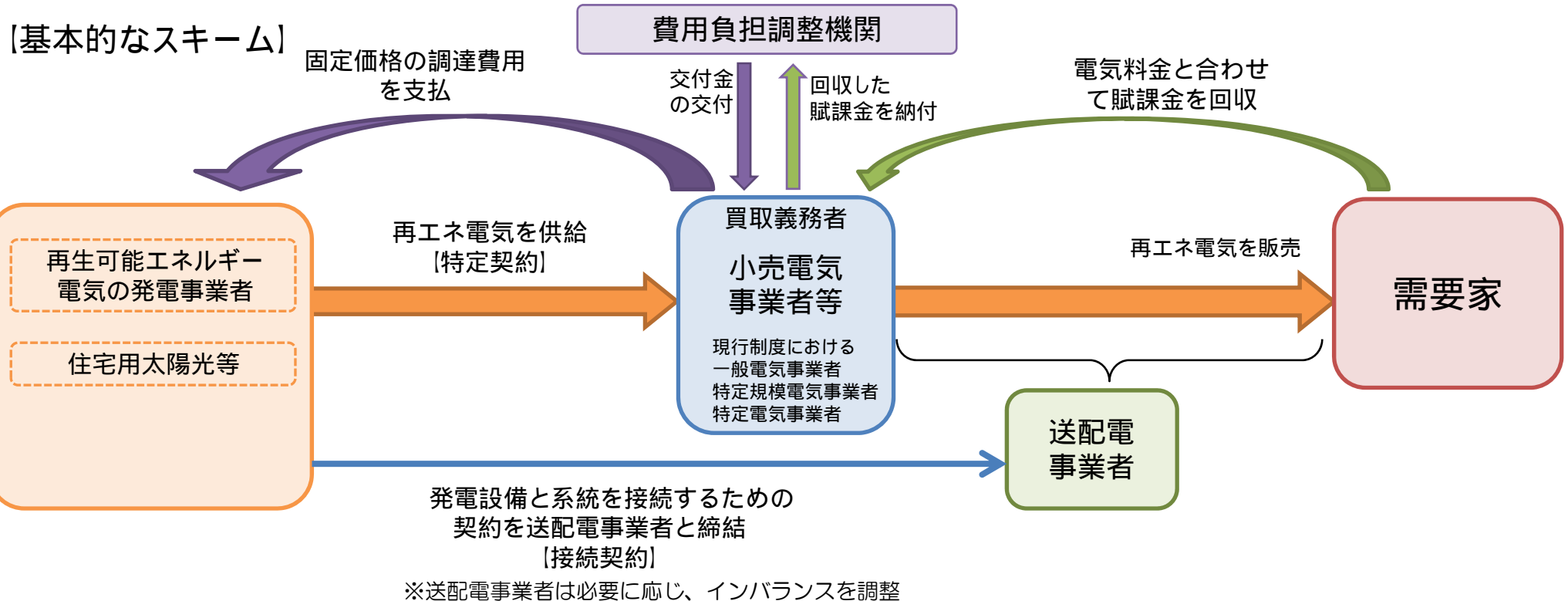
- 地域独占・料金規制(総括原価方式等)により送配電網への投資回収を制度的に保証。
発電所に接続する送電線については、原則として、発電事業者が工事費を負担
- 差別的取り扱いをしてはならない(多数の系統接続の申込みがあった場合には公平に扱う)。

2 . 固定価格買取制度関連

- 電気事業法の改正により電気事業者の類型が見直されることに伴い、固定価格買取制度（FIT制度）における再生可能エネルギーの買取義務者を、「需要家に電気を販売する事業者」という現行制度の整理に基づき、一般電気事業者等から小売電気事業者等に変更する。
- 今般の改正に際しては、FIT制度の下記の特徴について変更はない。

< FIT制度の特徴 >

再エネ電気について、固定価格で一定期間の調達を電気事業者に義務づけることで、再生可能エネルギー発電事業の投資回収にしっかりとした見通しを与える
 電気事業者が再エネ電気の調達に要した費用を、全ての需要家から回収した賦課金を原資とする交付金で補填することで、安定した再エネ電気の調達を担保する



- 固定価格買取制度においては、小売電気事業者等は再エネ発電事業者からの求めに応じ、固定価格・固定期間で再エネ電気を買収する契約を結ぶ義務(買取義務)を負う。
販売量以上の買収を求められた場合など、正当な理由がある場合のみ買収拒否が可能。
- また、物理的に電気を需要家に送るため、再エネ発電事業者は一般送配電事業者等との間で系統への接続を行う必要があり、一般送配電事業者等は、接続の要請に応じる義務を負う。
接続により安定供給を損なうおそれがある場合など、正当な理由がある場合のみ接続拒否が可能。

